

公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒委員会規程

令和 2 年 4 月 9 日

規 程 第 2 9 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 5 年 3 月 22 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学の事務職員の懲戒等について、客観的かつ公正な審議及び検討を行うため、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定）第 18 条第 1 項の規定に基づき理事会の諮問機関として置かれる事務職員懲戒委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理事会の付託を受けて、次に掲げる事項の審議及び検討をする。

- (1) 事務職員の懲戒に関する方針の検討
- (2) 事務職員の懲戒等の手続きに関する事項
- (3) 事務職員の懲戒処分の量定に関する事項
- (4) その他事務職員の懲戒に関する事項

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
 - (2) 経営企画部長、総務部長、学務部長及び入試部長
 - (3) 附属施設等の長の職にある事務職員
- 2 理事長は必要があると認めるときは、前項の委員以外の事務職員の中から理事長が指名する者及び弁護士、社会保険労務士等の有識者 2 人以内を前項に規定する委員に加えることができる。
- 3 前項の委員の任期は、2 年以内で理事長が定めるところによる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項又は第 2 項に規定する者が、当該審議の対象者となる場合は、当該対象者は委員となることができない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、公立大学法人事務職員懲戒規程（平成23年規程第30号）に定める場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（報告）

第7条 委員長は、第2条に掲げる事項の審議経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月9日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規程第18号）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規程第18号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。